

ゴルフパートナー・スクール会員規約

第1条 [名称等]

株式会社ゴルフパートナー(以下「当社」といいます)は、当社が運営するゴルフパートナー・スクール(以下「当スクール」といいます)に関して、ゴルフレッスンおよびその他のサービス(以下「本サービス」といいます)の利用条件としてゴルフパートナー・スクール会員規約(以下「本規約」といいます)を以下のとおり定めます。

本規約は、当スクールの会員が本サービスを利用するにあたり、当スクールとすべての会員との間に適用されるものであり、当スクールに入会し、本サービスを利用される方は、本規約を承諾し、遵守していただく必要があります。

第2条[会員]

1. 本規約における会員とは、本規約を承諾したうえで本規約に従って入会した本サービスを利用する個人をいいます。
2. 会員は、会員としての資格、権利等を他の会員または第三者に対し、貸与および譲渡することはできません。

第3条[目的とサービス内容の変更]

1. 当社は、会員が当スクールの施設(以下単に「施設」という)を利用して、ゴルフ技術の向上、健康の維持・増進を図り、会員相互の交流および親睦を深めることを本サービスの目的としています。
2. 当社が必要と認めたときは、新規に本サービスのメニュー やコースを追加すること、またはこれらを廃止することがあります。

第4条 [会員の有効期間]

当スクールにおける会員の有効期間は、別途規定する当スクールの細則(以下単に「細則」といいます)に基づき定められたレッスンプランに会員が申込み、第6条第2項で入会審査承認後に設定される始期より、当スクール所定の退会手続きが完了するまでとします。

第5条 [会員資格]

当スクールの入会資格は以下の通りとします。

1. 本規約および細則を遵守することに同意していること(なお未成年の場合は、法定代理人の同意を必要とします)。
2. 医師等により運動を禁じられておらず、また、当スクールの利用に支障のある疾病を有しないこと。
3. 暴力団員、暴力団関係団体またはその関係者その他反社会的勢力でないこと。

4.当社が入会を適当と認めること。

第6条 [入会手続き]

1. 当スクールに入会を希望する場合は、本規約と細則を理解の上、所定の入会申込書および同意書に必要事項を記入し、当社に提出するものとします。
2. 当社の入会審査承認後、当社で設定する当スクールの予約開始日を会員の有効期間の始期とします。
3. 会員は、当社が別に定める月会費を細則に定められた方法で支払うものとします。
4. 当社は既納の入会金・月会費は如何なる理由を問わずこれを返還しません。

第7条 [休会、退会、方法]

1. 当スクールの休会は月単位でお申込みいただけます。会員は、当スクールの休会を希望する場合は、休会開始月の前月の10日までに、入会した施設にて、施設備付の書面に必要事項を記入し、提出するものとし、期間は翌月から最大3か月間までの範囲内でご利用いただけます。
2. 会員は、当スクールの退会を希望する場合は、退会する日(月末日)が属する月の前月の10日までに、入会した施設にて、施設備付の書面に必要事項を記入し、提出するものとします。
3. 休会期間中は休会中会費(システム維持費)として 1,000 円(消費税等別途)をお支払いただきます。
4. 休会の手続きにおいて設定された休会期間、または最大 3 か月間の休会期間が終了した場合、自動的に復会となり、会員は月会費を細則に定められた方法で支払うものとします。
5. 退会の際、会員が当社に支払うべき金銭で未払のものがある場合は完納いただけます。
6. 会員が、当社に対して口頭、電話、電子メールその他の手段で当スクールの休会または退会の意思を伝えた場合といえども、第1項または第2項に定める当社所定の手続きを終えない限り、休会または退会とはみなされません。
7. 会員は、当スクールの退会手続を適切に完了しない限り、会員契約が有効に継続し、会員が有する施設の利用権や会費その他の支払い義務が存続することを十分に認識するものとします。

第8条 [会員資格の喪失]

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失するものとします。

- 1.任意に退会したとき。
- 2.月会費を3ヶ月連続で滞納したとき、または入会金、月会費その他の債務を滞納し、当社が継続困難と判断したとき。
- 3.前号のほか、本規約を含む当社の定める諸規則に違反し、または当社及び当スクールの信用、品位を著しく傷つける行為を行ったとき。

5. 第9条に違反し出入禁止を告げられたとき。

第9条[禁止事項]

会員は以下の行為を行ってはならず、当社や当スクールに不利益な行為をする可能性のある会員、または他の利用者に迷惑がかかる可能性がある会員は施設の利用及び出入を禁止し即退去いただきます。

- 1.法令または公序良俗に違反する行為、および、犯罪行為
- 2.威圧的な言動、風紀を乱す行為
- 3.他の利用者に不利益、損害、不快感を与え、もしくは迷惑になる行為
- 4.当スクールの運営を妨害するおそれのある行為
- 5.当社が許諾しない宣伝、広告、勧誘、または営業行為**
- 6.会員間での合意のない撮影、および撮影データ等をソーシャルネットワーク上へ掲載する行為**
- 7.当スクールの業務に従事するスタッフに対し、暴言行為を含むハラスメントや暴力的 requirement を行う行為、または合理的範囲を超える負担を要求する行為
- 8.その他、当社が不適切と判断する行為

第10条 [レッスンの営業日・定休日および営業時間]

- 1.当スクールの営業日及び定休日・営業時間、プラン、レッスンの定員、時間割、予約方法は、細則に定めます。
- 2.当スクールでは、レッスン時の打席は会員本人以外使用できず、本人以外がレッスンエリアに立ち入ることはできません。ただし、小学生以下の会員は法定代理人の同伴をお願いします。
- 3.当スクールでは、やむを得ずレッスンを休講する事があります。

第 11条[注意事項]

- 1. 楽しく安全にプレーをしていただくため、エチケット、マナーをお守りください。**
- 2. 前後の打席に十分ご注意ください。特にティーアップ機に近づく場合は前方打席にご注意ください。**
- 3. 小学生以下の受講生は法定代理人が同伴し、十分な安全管理のもとでレッスンを受講させてください。また、他の利用者の迷惑とならないようご注意ください。**

第 12条 [本サービスの利用について]

- 1.当社は、以下のいずれかに該当する場合には、会員に事前に通知することなく、予約システム及び弾道計測器、シミュレーター等のサービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
(1)本サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を行う場合

- (2)コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (3)地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4)その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合
2. 予約システム及び計測器等の機器は予告なく、当社の判断で別のシステムへ移管・変更することができるものとします。

第13条【事故、傷害、盗難】

1. 会員は、施設の敷地および施設内において会員に生じた疾病、盗難、事故等について、当社を免責するものとします。
2. 会員は、前項のほか会員に生じたあらゆる損害について、当社を免責するものとします。
3. 前項にかかわらず、当社の故意または重大な過失によって会員に損害が生じた場合には、当社は免責されるものではありません。
4. 会員が他の会員または第三者に対して損害を与えた場合には、当該会員は自己の責任と費用において解決し、当社に対して一切迷惑をかけないものとします。
5. 会員が故意または過失によって、第三者あるいは当スクールに従事する者、または施設や物品に損害を与えた場合は、会員にその損害を全額賠償していただきます。

第14条【個人情報の取扱い】

当社は、会員から取得した個人情報について、当社のホームページ「個人情報保護基本方針」(<https://www.golfpartner.co.jp/privacy/>)に記載されたとおり取り扱うものとします。



上に記載の個人情報保護方針 URL ヘアクセスができる QR コードです。必要に応じてご活用ください。

第15条【休業】

1. 当社は、以下の各号に定める場合、施設の全部または一部を休業とすることがあります。
 - ①気象、災害、突発事故その他やむをえない理由により当社が必要と判断した場合
 - ②法令、行政指導、社会経済情勢の著しい変化その他やむをえない事由が発生した場合
 - ③施設の点検、補修、改修その他施設の運用管理上、当社が必要と判断した場合
 - ④年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他当社の都合により休業が必要と判断した場合
2. 施設の全部または一部を休業とする場合、当社は、当社の判断により会費の返金、減免その他の対応を取ることができます。

第16条 [当スクールの運営終了]

1. 当社は次の場合、当スクールの運営を終了し、全ての会員との契約を解約することができるものとします。
 - ① 法令の制定改廃または行政指導により店舗の開場が不可能となったとき。
 - ② 災害その他により施設の被害が大きく開場が不可能になったとき。
 - ③ 著しい社会情勢の変化その他やむを得ない事由が発生したとき。
2. 前項の事由により当スクールの運営を終了する場合には、災害等やむを得ない場合を除き、3か月前までに予告するものとします。
3. 当スクールの運営終了の場合、全ての会員は退会となり、会員資格を喪失します。

第17条 [規約の改定]

1. この規約は、必要に応じて隨時変更することがあります。
2. 変更は、施設又は施設のウェブサイトに掲示する方法、その他当社が適切と認める方法で、原則として変更日の1か月前までに告知します。この場合、告知した変更日をもって規約は変更されます。変更後の規約に同意できない会員は、変更日までに第7条の定めに従って退会してください。なお、規約の変更効力発生前に、会員が退会にかかる第7条第2項の手続を完了している場合は、退会が規約の変更効力発生後となっても、変更後の規約は適用されないものとします。
3. 前項の定めに関わらず、変更が、この規約の目的に反せず、かつ変更の必要性、相当性を有し、また合理的な変更であるものではないときは、当社は変更について会員の個別の同意を取得します。
4. 前2項の定めは、変更が専ら会員の一般の利益に適合する内容であるときは適用しません。ただし、変更内容は施設又は施設のウェブサイトに掲示する方法、その他当社が適切と認める方法で告知しますので、会員は変更内容を確認するものとします。

第18条[実施]

この規約は 2022 年 9 月 1 日より改定する

この規約は 2024 年 6 月 1 日より改定する

この規約は 2025 年 7 月 1 日より改定する

細 則

第1条(主旨)

本細則は、ゴルフパートナー・スクール(以下「当スクール」といいます)の運営に必要な事項を定めます。

第2条(入会手続き)

当スクールに入会する場合は、当スクール指定の入会申込書・入会同意書に必要事項を記入の上、手続きをしなければなりません。

第3条(入会金・月会費・休会中会費(システム維持費))

1. 当スクールのスクールプラン契約は月会費契約です。

①入会金、初月の月会費は入会申込時に、お支払いただきます。

②2ヶ月目以降の月会費、および第7条3項に定める休会中会費(システム維持費)は、本校指定の口座振替にてお支払ください。当月の月会費は、前月26日に口座から引き落としとなります。26日が金融機関の休業日となる場合は、翌営業日の振替となります。

③口座振替にてお支払いがなされなかった場合は、施設にてお支払ください。

第4条(入会金、レッスンプラン及び月会費)

入会金、それぞれのレッスンプラン及び月会費は別紙に定めます。

第5条(レッスン予約の手続き)

1. レッスンの予約は前日までとします。当日の予約はできません。

2. 当スクールの営業日及び定休日・営業時間、レッスンの定員、時間割、予約方法は、別紙に定めます

第6条(講師)

講師の指定はできません。

第7条(改正)

1. この細則は、必要に応じて隨時変更することがあります。

2. 変更は、施設又は施設のウェブサイトに掲示する方法、その他当社が適切と認める方法で、原則として変更日の1か月前までに告知します。この場合、告知した変更日をもって細則は変更されます。変更後の細則に同意できない会員は、変更日までに規約第7条の定めに従って退

会してください。なお、細則の変更効力発生前に、会員が退会にかかる規約第7条第2項の手続を完了している場合は、退会が細則の変更効力発生後となっても、変更後の細則は適用されないものとします。

3. 前項の定めに関わらず、変更が、この細則の目的に反せず、かつ変更の必要性、相当性を有し、また合理的な変更であるものではないときは、当社は変更について会員の個別の同意を取得します。

4. 前2項の定めは、変更が専ら会員の一般の利益に適合する内容であるときは適用しません。ただし、変更内容は施設又は施設のウェブサイトに掲示する方法、その他当社が適切と認める方法で告知しますので、会員は変更内容を確認するものとします。

第8条(実施)

この細則は 2025 年 7 月 1 日より改定します。